

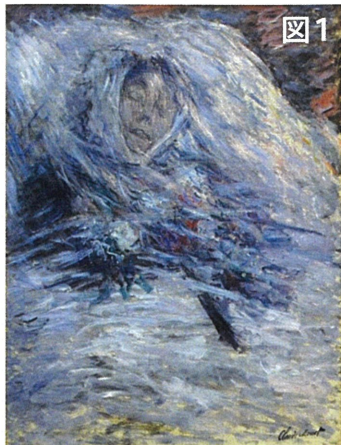
19世紀のフランス 絵画の楽しみ方

—印象派の絵画を中心として—

歯科医師 亡増田浩男(遺稿)

前回は、オシユデの倒産、オシユデ一家との数奇な共同生活、そしてカミーユが次男ミッシェルを生んだ後、産後の肥立ちが悪く亡くなってしまったところまでお話ししました。

モネは後年、ジョルジュ・クレマンソー、この人はモネに睡蓮の絵の展示場を造ると約束したフランスの首相です。そのクレマンソーに、「かつてあれほど愛おしんだ女性の死の床で、死が加え続ける色の変化を機械的に写し取っている自分に気づいた」と述べている絵、「死の床のカミーユ」(図1)が残されています。



まず、モネと不倫関係の噂のあった、アリス・オシユデに看病を受けながら、この若さで亡くなったカミーユの心中を察すると胸が詰まります。妻を失った悲しみ、満足な看病も受けさせることが出来

ず死なせてしまった妻に対する悔恨、オシユデ夫人との不倫の醜聞、極貧状態から抜け出せない生活苦等、この頃のモネは人生で最も苦しい時期にあったと言えます。

このモネのピンチを救ったのは、モネの絵の才脳を寸分も疑わず信じ、励まし続け経済的なマネイジメント能力にも長けていたオシユデ夫人でした。そして、モネは1880年のサロンへの復帰を決意します。その決断の背景には、1879年のサロンでのルノワールの「シャルパンティエ夫人と子供たち」が大評判になり、一気に上流階級の人気肖像画家としての地位に上り詰めた事がありました。モネは1880年のサロンに入選を果たした後、6月には最初の個展を開くことができた顧客もつき始め、おかげで借金も無事返すことが出来ました。1870年代のアルジャントウイユに始まり、1880年代初期のヴェトウイユは、晩年のジェルニーに続くインスピレーションの地でした。この作品「ヴェトウイユのモネの庭」(図2)は、妻カミーユの死から2年後、精神面ではオシユデ夫人の励まし、経済面では画商デュラン・リユエルの支援を得て、ようやく生活的困窮



から抜け出し、これまで培ってきた画業でモネが再び立ち上がった、1881年モネ41歳の時描かれた。中央の子供はオシユデの子4歳のジャン・ピエール。階段にはモネの次男当時3歳のミッシェルと、珍しくアリスが描かれています。アリスはモデルとしてはあまり出てきません。アリスと正式に再婚するのは1892年、この絵が描かれて、11年後、モネ52歳の時です。自由闊達な筆使いと晴れやかな色彩は、モネの精神的な立ち直りと心機一転己の画業を極めんとする気概を感じます。1886年には「デュラン・リユエルが、ニューヨークで最初の印象派の個展を開き好評を博しました。そしてアメリカ人の間で、モネの人気が出始めます。アメリカの富裕層は、フランスの場合と違いそのほとんどがブロテスタントかユダヤ人であったため、宗教的題材がない印象派の絵は受け入れやすかったのでしょう。こうして、モネの作品の値段は、跳ね上がって行きました。



た。その人気を決定づけたのは連作「積みわら」(図3)によってでありました。その「積みわら」は、モネ50歳の頃から、積みわらの連作を描き始め、1891年5月に、パリのデュラン・リユエル画廊で、この連作が展示されると、大評判になり、高額で取引され、「嫁ぎ先」のアメリカへ、運ばれていったのであります。(この続きは次回をお楽しみに)

2023年4月 No.108

錦城だより

名古屋市中区錦一丁目6番10号 SUZU1ビル4階B
TEL (052) 201-1601 FAX (052) 201-1602

発行/弁護士法人 錦城法律事務所

「又、春はくる」

1、名古屋から「しらさぎ」に乗る。

仙台で大震災の被害に見舞われ自営のクリニクを廃業して、気楽に検診バスの医師をしている友人と数年ぶりのフラリ旅。

彼のあの年の3月11日はどうだったのか。

面と向かつては聞けない。時間が苦しみを和ませてくれることを祈るばかりだ。

2、彼は長浜からしらさぎに乗ってきた。聞けば、前乗りして、長浜城後を散策していたとか。

車窓から雪景色が眺められるようになり、列車は福井駅に滑り込んだ。本年、新幹線が敦賀まで延長されるため、駅舎は建てかえられていた。

かつて、大先輩の裁判官から、赴任地の福井は暗く重く気が滅入る冬だったと聞いていたが。

今や、温暖化のためかそれほどでもなく、この地域の暖かみさえ感じる。

3、翌日、一乗谷朝倉家遺跡の見学に雪の残るなかをバスで出かけた。応仁の乱の後、谷間の一乗谷に100年華開いた朝倉家の城下町遺跡である。

朝倉家四代は100年程続いたが、織田信長によって三日三晩焼き討ちに

あい、歴史の中に消えていった。

しかし、まだまだ続く遺跡発掘作業からどのような発掘がなされるか、楽しみにしている。

これまでの発掘によって、朝倉家治世にあつては、裁判所制度が存在し上訴手続きも整えられていたことがわかつている。

4、悲しいかな、この朝倉家にしても、奥州藤原氏や平家にしても、織田信長や源頼朝によって栄華が歴史の中に消えていった。

5、そこには武家から身を起しながら、京の文化を取り入れ近代的な治世をめざした過渡期の有り様が伺われるが、「力」の前には儂いものとも言える。

6、しかし、現代、次善の国家体制である「民主体制」が「専制体制」に脅かされている。

専制体制は五賢帝の古代を除き、その危険性は世界の皆が学習したはずである。

これでいいのか。我が国の近くにも「力」で国境線を動かそうとしたり、乗り越え来る勢力もある。

7、そんな、地球の危機にあつても、又、春は来る。

(K・I)

事務所トピックス

第63回KJ会「ゴルフコンペ」の開催日が左記のとおり決まりましたので、ご案内します。

記

- ・開催日 令和5年5月25日(木)
- ・場所 愛知カントリー倶楽部
- ・スタート時間 O.U.T/I.N
- 7時52分スタート

なお、詳しい内容につきましては、別途ご案内させていただきます。

新刊のお知らせ

今村弁護士執筆小説

BAR DRAGON物語

(定価一、六五〇円)

取次店

石橋印刷工業社
052(201)4379

※書店では販売いたしません

名古屋市中区錦一丁目6番10号

SUZU1ビル4階B

TEL(052)201-1601-1601(代)

FAX(052)201-1602

- 弁護士 森川 真樹
- 弁護士 今村 憲治
- 弁護士 森下 和也
- 弁護士 松川 正紀

印刷/石橋印刷工業社

中小企業の社長さんに一言(60)

—離婚話の相談に乗る時の知識3—

今村 憲治

3.「養育費」

離婚して、子供と暮らさない親(親権をもたなかったり、看護をしていない親)が子供を育てる親に支払う費用のことです。

離婚した以上、相手方に対しての生活費は支払う必要がないのが原則です(専業主婦だった人に対して、離婚後、一定期間生活費の補助が相当な場合、扶養的財産分与の名称で一定期間元配偶者に対して生活費相当額を渡すべきか、との議論があります)。が、離婚して子供と同居しなくなった親は養育する親に対して、養育費を支払う義務があります(残念なことには、本当に養育できるのか疑問に思われる親が親権を主張するケースのなかには、親が管理する養育費を目的としているのではないかと、疑問に思う場合もあります)。

また、近時、高校の教育費が無償化されますが、それが養育費の下振れ圧力になる可能性もあります。

養育費の金額は婚姻費用と同じく新算定表の双方の親の収入を基に合意を目指します。調停で合意ができない場合は、「審判」で裁判所が決めます。この審判に不服があれば、「抗告」ができます。調停で養育費についてもめるケースの一つが「子供が何歳まで養育費を支払う義務があるか」の問題です。

本来、子供が自らの生活能力がある状態まで「養育」ですから、20歳未満でも就労し始めたら養育の義務は負わなくなるはずですが。また、20歳を過ぎてても大学などで勉学して収入がない場合もあります。

現実には、「原則20歳までとし、大学

に入学する場合は、22歳の3月まで」と定めることが多いですね。
 幼少の子供が大学まで行くとは限りませんが、当然に22歳の3月までと定めることは少ないと思われまふ。なお、一旦合意した金額は簡単には変更できません。しかし、親にリストラ、病氣または怪我による退職、再婚による扶養者の増加等、事情変更の場合には、協議または調停で「養育費の増減の調停」が提出されるときもあります。

ところで、調停で養育費を取り決めても、途中で支払が止まるケースがあります。この場合、家庭裁判に「履行勧告」を出して貰うことができます。また、その履行勧告にも従わない場合には、「強制執行」を求めることができます。この履行勧告や強制執行が実効性あるものにするため、住所や勤め先の変更がある時は相手方に通知する取り決めが有効です。さらには支払が遅滞した場合には、相手方を裁判所に呼び出す「財産開示手続き」があります。この呼び出しに応じない場合等には、「6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金」が課せられます。加えて、裁判所に申し立てて、「金融機関」が預貯金口座の情報を提供したり、「市町村」が勤務先の情報を提供する改正も整いました。これを「第三者からの情報取得手続き」と言います。

なお、強制執行をするには「調停調書」が必要であり、当事者間で協議離婚に伴い養育費の取り決めを私文書にしたためて合意しても強制執行は、すぐにはできません。そのためには、強制受諾文言付きの公正証書が必要になります。この公正証書の作成には一定額を必要とします。令和3年4月1日以降、名古屋市はその費用の補助(上限5万円)をしています。要件などは行政の窓口にお問い合わせください。

クライアントだより

医療法人社団橋会 多度あやめ病院
 理事長兼院長 金子 和磨



私たちは昭和30年に三重県桑名市にて開業いたしました。「患者様を選ばれる病院に。職員が誇りを持てる病院に。地域に貢献できる病院に。」を理念に掲げ、創業68年を迎えることが出来ました。当初は病床数20床にて開業いたしましたがおかげさまで精神科病院222床、精神科シヨートケア・デイケア・

デイナイトケア、訪問看護ステーション、共同生活援助(グループホーム)と事業拡大し運営を行わせていただいています。

現代は急速なテクノロジーの進歩や激化していく競争社会、希薄化していく人間関係など、複雑化・多様化する現代社会に伴い、精神疾患を抱えやすいストレス社会と言えます。こういったストレス社会から「悲しみや生きづらさ、気分の落ち込み、不眠、不安」などの悩みを抱えられている方が少なくありません。従前から「敷居が高い」と言われてきた精神科ですが、現代社会が生み出すストレスにより、精神疾患はより身近なものとなり、「がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病」に並び「精神疾患」が大疾病に位置づけられるまでに至りました。

内閣府が発表している外来通院中の方の疾患別内訳としては、「うつ病などの気分障害」32.3%「神経症性障害、ストレス関連障害」19.6%「統合失調症」18.7%、等となっております。「うつ病」や「神経症性障害、ストレス関連障害」というと成人の方をイメージされる方が多いと思いますが、成人の方だけでなく、「児童・思春期」の方の割合も徐々に多くなっています。実際に、地域の学校・保健所・市役所などの方々から診察を希望される声を伺うことも多く、昨年「思春期外来」を開設致しました。

また、新型コロナウイルス感染症により様々な生活様式の変化が起こりましたが、医療業界も例外ではありません。「オンライン診療」「入院患者様とご家



族様とのオンライン面談」「オンラインによる施設間連携」などが普及してきています。理念である「地域に貢献できる病院に」を体現すべく、職員の知識向上や多職種によるチーム医療の強化、関連施設(デイケア、訪問看護ステーション、グループホーム)との連携による丁寧な支援を図り、今後も変わり続ける社会ニーズに対応できるよう業務に邁進していく所存でございます。

最後になりましたが、今村先生をはじめ錦城法律事務所の皆様方には、日頃よりさまざまなご相談をさせていただいております。迅速に対応していただきまして誠にありがとうございます。この場を借りて深く感謝申し上げます。今後とも一層のご指導・ご鞭撻のほど、お願い申し上げます。

人は不合理な選択をしがち

森川 真樹

さて問題です。あなたは次の二つのくじのうち、どちらか一つを選ぶ権利をもっています。①と②どちらを選びますか。ハズレは0円です。

- 【第1問】①300%の確率で100万円が当たるくじ
- ②900%の確率で50万円が当たるくじ
- 【第2問】①1000%の確率で40万円が当たるくじ
- ②800%の確率で50万円が当たるくじ
- 【第3問】①1000%の確率で40万円の罰金を支払われるくじ
- ②800%の確率で50万円の罰金を支払われるくじ

いずれの問題も所詮確率ですので、実際にくじを引いてみないと正解は分かりません。ただ、あなたは実際に引かずとも、どちらが有利かを自分なりに選択しました。第1問は②を、第2問は①を、第3問は②を選んだ方が多いはずですが、人は何をどう分析して選択しているのでしょうか。

【第1問】は、高校数学の「場合の数と確率」で登場する「期待値」で説明できます。期待値とは、確率を考慮に入れた平均値のことです。①の期待値は100万円×0.3=30万円、②の期待値は50万円×0.9=45万円です。②を選

ぶのはその期待値が①よりも高いからです。

続いて【第2問】。実は①②の期待値は同じです(①の期待値は40万円×1=40万円、②の期待値は50万円×0.8=40万円)。確率論的にはどちらを引いても一緒ですが、なぜか①の方が有利に感じる。私たちの意思決定は必ずしも合理的ではなく、非合理的なノイズ、ここでは「価値の感じ方のゆがみ」が影響しています。客観的な利得が大きくると主観的な価値の感度(嬉しさなど)も大きくなりますが、利得が大きくなればなるほど感度は鈍くなるのです。②で50万円ももらえても40万円の1.25倍嬉しいとは限りませんし、確実に40万円もらえる方が得と感ずるので。

最後の【第3問】。こちらも期待値(=40万円)は同じ。それなのに②が選ばれるのは「価値の感じ方のゆがみ」が影響しています。利得とは逆に、私たちは損失に対して敏感です。①では確実に40万円損しますが、②では20%の確率で損失を回避できることから選択したくなるのです。

このような利得と損失に対する価値の感じ方の違いを明らかにしたのが、プロスペクト理論と呼ばれるものです。人は利得よりも損失回避を優先する傾向があります。損失に対する感度は利得の2.25倍です。マーケティングやコピーライティングに応用されており、「期間限定」、「買わないと損」、「返金保証」、「99%除去」などの宣伝文句はこの理論を意識的に又は無意識的に実践していることになりま

給料ファクタリング

森下 和也

給料ファクタリングとは、簡単にいえば、給料債権(給料をもらう権利)を業者に売ってお金に変えることを言います。

この給料ファクタリングが貸金業法や出資法における「貸付け」に当たるといふ点について、刑事事件に関する事案ですが、最高裁の判断(最高裁令和5年2月20日決定)が出たようですので紹介させていただきます。

「本件取引で譲渡されたのは貸金債権であるところ、労働基準法24条1項の趣旨に徴すれば、労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、その支払についてはなお同項が適用され、使用者は直接労働者に対して賃金を支払わなければならない、その賃金債権の譲受人は、自ら使用者に対してその支払を求めることは許されないことから、被告人は、実際に、債権を買戻させることなどにより顧客から資金を回収するほかなかったものと認められる。

また、顧客は、賃金債権の譲渡を使用者に知られることのないよう、債権譲渡通知の留保を希望していたものであり、使用者に対する債権譲渡通知を避けるため、事実上、自ら債権を買戻させるを得なかつたものと認められる。そうすると、本件取引に基づく金銭の交付は、それが、形式的には、債権譲渡

の対価としてされたものであり、また、使用者の不払の危険は被告人が負担するとされてきたとしても、実質的には、被告人と顧客の二者間における、返済合意がある金銭の交付と同様の機能を有するものと認められる。

このような事情の下では、本件取引に基づく金銭の交付は、貸金業法2条1項と出資法5条3項にいう「貸付け」に当たるとする。

この最高裁の判断を見て思いだしたのですが、今から7、8年くらい前に、ファクタリングに関する相談を受けたことがあり、「貸付け」に当たるとはならないかと思いつつ、金融庁に問い合わせたことがあるのですが、その当時、金融庁は「ファクタリングは貸付けに当たらない」という回答でした。

そんな金融庁のホームページでは、「ファクタリングに関する注意喚起」というページが存在しています。

なお、このホームページでは、事業者に対するファクタリングの事案として、大阪地裁平成29年3月3日判決が紹介されています。

この裁判例においては、①ファクタリング業者が債権回収のリスクをほとんど負っていない、②債権の額面と無関係に金員の授受がなされていた、③売主は、買戻しを行わざるを得ない立場にあつた、④債権が回収不能となった場合には代金を減額されるなど、債権の回収リスクが売主の信用リスクと同じとなっているといった事情等を考慮して、金銭の授受が金銭消費貸借契約に準じるものと判断されたようです。